○○株式会社
個人情報取扱規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１章　総則

第１条（目的）

この規程は、個人情報を取り扱う事業者たる○○株式会社（以下「会社」という。）における個人情報の正確性及び安全性の確保、個人情報の秘密保持に関する従業者の責務並びに個人情報を取り扱う受託処理に関する措置等を講ずることにより、個人情報の適正管理を継続的に維持し、その品質を向上させることを目的とする。

第２条（定義）

この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業者…事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(2) 従業者…次の者を総称したものをいう。

① 会社の役員

② 会社に使用されている従業員

③ 会社の指揮監督を受ける派遣労働者等

(3) 個人情報…生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（②の個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人情報の保護に関する法律施行令第 1 条で定める個人識別符号（指紋認識データ、顔認識データ、個人番号、旅券番号、免許証番号等が該当する。）が含まれるもの

(4) 特定個人情報…個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(5) 仮名加工情報…個人情報の区分に応じて次のいずれかに定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

① 第 3 号①に該当する個人情報…当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

② 第 3 号②に該当する個人情報…当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(6) 匿名加工情報…個人情報の区分に応じて次のいずれかに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報

であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

① 第 3 号①に該当する個人情報…当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

② 第 3 号②に該当する個人情報…当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(7) 個人関連情報…生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

(8) 法令等…個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範をいう。なお、国が定める指針とは、主に次のものをいう。

① 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（個人情報保護委員会）

② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（個人情報保護委員会）

③ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（個人情報保護委員会）

④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（個人情報保護委員会）

⑤ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（個人情報保護委員会）

(9) 個人情報保護管理者…代表者によって会社の内部から指名された者であって、この規程に定める安全管理体制の構築及びその運用に関する責任及び権限を有する者をいう。

(10) 事務取扱担当者…個人情報保護管理者によって選任され、個人情報保護管理者を補佐し、それぞれの部署若しくは事業所ごとに、又は個人情報の種別ごとに、個人情報保護の取得から廃棄に至るまでの各プロセスにおける取扱いと安全管理措置等の業務を遂行する者をいう。

(11) 個人情報データベース等…個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。

① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

② ①に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理、分類し、目次、索引、符号等を付すことによって特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(12) 個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(13) 個人情報保護マネジメントシステム…事業者が、自らの事業の用に供する個人情報

について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施点検及び見直しを含むマネジメントシステムをいう。

(14)保有個人データ…事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げるものを除くものとする。

① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(15)本人…個人情報において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(16)本人の同意…本人が、個人情報の取扱いに関する情報を与えられたうえで、自己に関する個人情報の取扱いについて承諾する意思表示をいう。なお、本人が子ども又は事理を弁識する能力を欠く者の場合は、法定代理人等の同意も得なければならない。

(17)個人情報保護監査責任者…代表者によって会社の内部から指名された者であって、公平、かつ、客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を有する者をいう。

(18)個人情報等…個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

第 3 条（適用範囲）

1　この規程は、会社及び従業者に適用する。

2　この規程は、会社において取り扱われるすべての個人情報等を対象とする。ただし、特定個人情報報については、この規程の一部は適用せず、別に定める特定個人情報（マイナンバー）等取扱規程に定めるところによる。

3　仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第 19 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、基本的事項のほか、別に定める仮名加工情報等取扱規程に定めるところによる。

4　匿名加工情報及び加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）の取扱いについては、基本的事項のほか、別に定める匿名加工情報等取扱規程に定めるところによる。

第 4 条（基本理念）

1　個人情報等は、個人の権利利益尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

2　会社は、この規程の定めを組織的に取り組むこと等を明らかにするため、個人情報保護方針（様式第 1 号）を定めるものとする。

第 5 条（従業者の責務）

1　従業者は、会社の事業に従事するに当たり、法令等を遵守するとともに、この規程、運用細則その他の個人情報等に関連する社内諸規程を遵守しなければならない。

2　個人情報等を取り扱う者は、業務上知り得た個人情報等の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

3　従業者（派遣労働者を除く。次項において同じ。）が、故意に個人情報等を漏えいし、又は転売目的で第三者に提供したとき、又はしようとしたときは、会社は、就業規則その他の懲戒規程に定めるところにより、懲戒を行う。派遣労働者については、派遣元に通告する。次項において同じ。

4　従業者が、第 1 項及び第 2 項に違反したときは、会社は、就業規則その他の懲戒規程に定めるところにより、当該従業者に対して懲戒を行うことができる。

第 6 条（規程の改定）

会社は、法令の改正、運用方法の見直しその他業務上の必要に応じて、この規程を改定するものとする。

第 2 章　安全管理体制

第 7 条（個人情報保護管理者）

会社は、個人情報の安全管理のための総責任者として、個人情報保護管理者を 1 名選任し、次の各号に掲げる業務を行わせるものとする。この場合において、個人情報保護管理者は、営業秘密等管理規程に定める営業秘密等管理者を兼ねることができる。

(1) この規程及び個人情報取扱手順書等の作成及び運用に関すること。

(2) 事務取扱担当者への助言及び指導並びに事務取扱担当者からの報告徴収に関すること。

(3) 委託先及び再委託先の監督に関すること。

(4) その他個人情報の安全管理に関する事項全般に関すること。

(5) 個人情報保護マネジメントシステムに関すること。

第 8 条（安全管理体制の構築）

1　会社は、個人情報の安全管理のための組織体制を定めるものとし、その権限及び責任は、この規程その他付属規程に定めるものとする。

2　会社は、個人情報の取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の各局面ごとに、取扱方法、事務取扱担当者（事務取扱担当者が複数いるときはそのうちの 1 名を責任者とする。）及びその任務等について定める個人情報取扱マニュアルを策定するものとする。

3　事務取扱担当者は、前条各号の事項につき、個人情報保護管理者を補佐する。

4　会社は、個人情報データベース等の取扱状況を確認し、その取扱い上のリスクを特定し、適切に対応するため、個人情報の項目、利用目的、保管場所、保管方法、アクセス権を有する者、利用期限、保管期限、廃棄方法等を記載した個人情報管理台帳（様式第 2 号）を調製するとともに、当該台帳の内容を少なくとも年 1 回、適宜に確認し、最新の状態で維持されるようにしなければならない。

第 9 条（安全管理措置）

会社は、会社が管理する個人情報に関する漏えい、滅失又はき損等のリスクを回避するために、次に掲げる区分に応じて、適切な安全管理措置を講じなければならない。

(1) 基本方針の策定
(2) 個人データの取扱いに係る規律の整備
(3) 組織的安全管理措置
(4) 人的安全管理措置
(5) 物理的安全管理措置
(6) 技術的安全管理措置
(7) 外的環境の把

第 10 条（組織的安全管理措置）

1　会社は、組織的安全管理措置として、前条各号の措置を講じるための組織体制を整備する。

2　会社及び従業者は、あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない。この場合において、会社は、整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録するものとする。

3　個人情報保護管理者は、個人データの取扱状況を確認するための手段を整備しなければならない。

4　個人情報保護管理者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。

5　個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等を行う体制を整備しなければならない。

6　個人情報保護管理者は、個人データの取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければならない。

第 11 条（人的安全管理措置）

会社は、人的安全管理措置として、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 従業者への適切な監督

(2) 従業者への教育研修

(3) 個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に定める。

第 12 条（従業者の監督）

会社は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理を図るために当該従業者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 13 条（従業者の教育研修）

1　会社は、従業者に対し、個人情報保護に関する教育研修を以下のとおり実施するものとする。

(1) 実施頻度

① 定期研修：年 1 回以上

② 新入社員研修：入社時

③ 臨時研修：重大な法令改正時又は重大な事故発生時

(2) 研修内容

① 個人情報保護法の概要と最新動向

② 会社の個人情報保護方針と関連規程

③ その他必要に応じて適宜見直す。

(3) 研修方法

① 集合研修

② e ラーニング

2　従業者は、前項の教育研修に参加しなければならない。やむを得ない理由で参加できない場合は、個別に補習を受けなければならない。

3　個人情報保護管理者は、教育研修の内容と実施状況を記録し、定期的に見直しを行うものとする。

4　会社は、個人情報の取扱いに関して特に重要な役割を担う従業者に対しては、より高度な教育研修を実施するものとする。

5　教育研修の効果を高めるため、従業者の理解度や実践状況に応じて、適切なフォローアップを行うものとする。

6　会社は、従業者に、関連する各部門及び階層における次の各号に掲げる事項を認識させる手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

(1) 個人情報保護方針

(2) 個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点

(3) 個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任

(4) 個人情報保護マネジメントシステムに違反した際に予想される結果

7　個人情報保護管理者は、教育研修の計画、実施、評価、改善のサイクルを確立し、継続的に教育研修の質の向上に努めるものとする。

第 14 条（物理的安全管理措置）

1　会社は、物理的安全管理措置として、次項以下の措置を講じる。

2　会社は、個人情報データベース等を取り扱うサーバーやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、これを管理する。個人情報保護管理者は、それぞれの区域に応じて適切な管理を行わなければならない。

3　会社は、個人データを取り扱う機器及び電子媒体等の盗難等の防止措置を講じる。従業者は、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行わなければならない。

4　会社は、電子媒体等を持ち運ぶ（個人データを管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいう。以下同じ。）場合の漏えい等の防止策を講じる。従業者は、個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じなければならない。また、事業所内で持ち運ぶ場合であっても、個人データの紛失・盗難等に留意しなければならない。

5　会社は、個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄ルールを定める。従業者は、個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行わなければならない。また、廃棄に当たっては、あらかじめ個人情報保護管理者に届け出て、その指示を仰がなければならない。

6　前項の場合において、個人情報保護管理者は、個人データを削除した場合、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存しなければならない。また、それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認しなければならない。

第 15 条（技術的安全管理措置）

1　会社は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次項以下の措置を講じる。

2　担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、会社は、適切なアクセス制御措置を講じる。個人情報保護管理者は、適切なアクセス権限の付与等アクセス制御を管理する。

3　会社は、アクセス者の識別と認証を行う。個人情報保護管理者は、個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければならず、不正なアクセスが認められたときは、直ちに会社及び全従業者に報告し、適切な防御措置を講じる。

4　会社は、外部からの不正アクセス等を防止するため、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入する。従業者は、これらを適切に運用するため、常に次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

(1) マルウェア対策ソフトを常に最新版に更新すること。

(2) OS、アプリケーションのアップデートを実行すること。

5　会社は、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じる。従業者は、情報システムの使用に当たっては、会社の定める手順に従い適切に運用しなければならない。

第 16 条（外的環境の把握）

会社は、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握したうえで、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 17 条（委託先に対する安全管理措置）

1　個人情報保護管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を会社外の者に委託（再委託を含む。以下同じ。）するときは、適切な委託先を選定するための基準（以下「委託先選定基準」という。）を定めるものとする。委託先選定基準には、委託先の安全管理措置が、少なくとも個人情報保護法第 23 条及び個人情報保護法についてのガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認する項目を含めるものとする。

2　個人情報保護管理者は、個人データの取扱いを委託する場合は、委託契約において、法令を遵守し会社が定める安全管理措置を講じることを契約に盛り込むとともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するため、定期的に監査を行う等により、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

3　個人情報保護管理者は、個人データの取扱いを委託する場合の委託先選定基準及び個人データの安全管理に関する監査結果等により委託先の見直しを実施するものとする。

4　個人情報保護管理者は、従業者が個人データの取扱いを委託する場合において、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

5　個人情報保護管理者は、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が個人情報保護法第 23 条に基づく安全管理措置を講じることを十分に確認することとする。

第 18 条（委託先との契約）

1　前条の委託先選定基準は、次の各号に掲げる事項について設定するものとし、委託契約に係る基本契約書に当該事項に関する規定を設け、会社と委託先の責任を明確化するものとする。

(1) 委託者及び受託者の責任の明確化

(2) 個人データの安全管理に関する事項

(3) 再委託に関する事項

(4) 個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度

(5) 契約内容が遵守されていることを委託者が、定期的に、及び適宜に確認できる事項

(6) 契約内容が遵守されなかった場合の措置

(7) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

(8) 契約終了後の措置

2　前項の委託先選定基準に基づく委託先の評価は、その必要に応じて適宜実施するものとする。

第 19 条（仮名加工情報・仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置等）

1　会社は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等（個人情報保護法に定義されるものをいう。）を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2　会社は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3　会社は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4　会社は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5　会社は、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）、仮名加工情報である個人データの漏えいの防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 20 条（匿名加工情報の作成等）

1　会社は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2　会社は、匿名加工情報を作成したときは、次に掲げる情報（以下「加工方法等情報」という。）の漏えいを防止するために、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、安全管理のための措置を講じなければならない。

(1) その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号

(2) 前項の規定により行った加工の方法に関する情報

3　会社は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4　会社は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

5　会社は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第 3 章　個人情報の取得及び利用

第 21 条（適正な取得）

1　個人情報の取得は偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2　要配慮個人情報の取得等に関しては、次条に定めるところによる。

第 22 条（要配慮個人情報の取得及び提供の制限）

1　会社は、次の各号に掲げる内容を含む個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）の取得は、行わないものとする。ただし、これらの情報の取得について、本人の同意がある場合又は法令等の要請からやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(1) 人種

(2) 信条

(3) 社会的身分

(4) 病歴

(5) 犯罪の経歴

(6) 犯罪により害を被った事実

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等、次に掲げる心身の機能の障害があること。

①　身体障害者福祉法における身体上の障害

② 知的障害者福祉法における知的障害

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害（発達障害者支援法における発達障害を含み、②に掲げるものを除く。）

④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果

(9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(10)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(11)本人を少年法第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

2 前項ただし書のやむを得ない事情とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等が、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。））。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合

(8) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
(9) 委託、事業承継又は共同利用により、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

3　要配慮個人情報については、第 31 条（第三者提供のオプトアウト）の規定は適用しない。

第 23 条（利用目的の特定）

会社は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

第 24 条（利用目的による制限）

1　会社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、会社が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

2　会社が合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者の事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3　前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(5) 学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

4　前三項の規定は、仮名加工情報について準用する。

5　特定個人情報については、本条は適用せず、本人の同意の有無にかかわらず、目的外の利用は、これを禁ずる。

第 25 条（取得に際しての利用目的の公表等）

1　次条に定める場合を除き、個人情報を取得する場合は、利用目的をできる限り特定し、あらかじめその利用目的を公表しなければならない。

2　前項にかかわらず、あらかじめ利用目的を公表（ウェブサイト上の掲載、パンフレット等への記載、会社内における掲示、備付けの方法等によるものとする。本条及び第 27 条において同じ。）することが困難である場合は、個人情報を取得した後、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第 26 条（直接本人から文書等により取得する場合）

本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記載された本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、次のいずれかの方法により、利用目的を明示しなければならない。ただし、本人又は第三者の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 相手方に手交し、又は送付する書面にその利用目的を記載する方法

(2) ホームページ上の入力画面にその利用目的を明記する方法

第 27 条（利用目的の変更）

1　会社は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えた変更を行ってはならない。また、利用目的を変更した場合は、変更後の利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2　前項の規定は、仮名加工情報の利用目的の変更に係る公表において準用する。

第 28 条（不適正な利用の禁止）

会社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第 29 条（データ内容の正確性の確保）

会社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく削除するよ

う努めなければならない。

第 4 章　第三者提供の制限等

第 30 条（第三者提供の制限）

1　会社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(6) 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない。）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(7) 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。以下、本章において同じとする。

(1) 委託の場合…会社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 事業承継の場合…合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 共同利用の場合…特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、第 32 条第 1 項各号の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3　特定個人情報の提供については、特定個人情報（マイナンバー）等取扱規程に定めるも

のとし、本条及び次条（第三者提供のオプトアウト）の規定は適用しない。

第 31 条（第三者提供のオプトアウト）

会社は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下本条において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を行う事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
(2) 第三者への提供を利用目的とすること。
(3) 第三者に提供される個人データの項目
(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
(5) 第三者への提供の方法
(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
(7) 本人の求めを受け付ける方法
(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
(9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

第 32 条（共同利用）

1　会社は、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合は、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(1) 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
(2) 氏名、住所等の共同利用される個人データの項目
(3) 共同して利用する者の範囲
(4) 共同して利用する個人データのすべての利用目的
(5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2　会社は、前項に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

3　共同して利用される個人データの項目及び共同して利用する者の範囲については、これを変更してはならない。

4　特定個人情報については、共同利用は、これを禁ずる。

第 33 条（外国にある第三者への提供の制限）

1　会社は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者に個人データを提供する場合には、第 30 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。ただし、当該外国にある第三者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 30 条（第三者提供の制限）、第 31 条（第三者提供のオプトアウト）を適用するものとし、第 30 条第 1 項の本人の同意による第三者提供及び第 31 条のオプトアウトによる第三者提供を認める。

(1) 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則で定める国にある場合

(2) 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合

2　会社は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項について情報を提供しなければならない。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講じる個人情報の保護のための措置に関する情報

3　会社は、第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする場合において、前項第 2 号及び第 3 号の規定による情報の提供を行うことができない場合には、同項第 2 号及び第 3 号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報を提供しなければならない。

4　会社は、第 1 項の規定により外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ようとする場合において、当該外国の名称を特定できない場合には、第 2 項第 1 号の事項に代えて、その旨及びその理由について情報を提供しなければならない。

第 34 条（第三者提供を行う際の記録の作成等）

1　会社は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記録しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 30 条（第三者提供の制限）第 1 項各号又は同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) オプトアウトにより個人情報を第三者に提供した場合（様式第 3 号）

① 当該個人データを提供した年月日

② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

④ 当該個人データの項目

(2) 本人の同意により個人情報を第三者に提供した場合及び海外に第三者提供した場合（様式第 4 号）

① 本人の同意を得ている旨

② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

④ 当該個人データの項目

2 会社は、前項各号の記録を、原則として、3 年間保存しなければならない。ただし、契約書等の代替手段の方法で記録を作成した場合又は一括して記録を作成した場合は 1 年間とする。

第 35 条（第三者提供を受ける際の確認等）

1 会社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項の確認をしなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 30 条（第三者提供の制限）第 1 項各号又は同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) オプトアウトによる個人データの第三者提供を受ける場合（様式第 5 号）

① 当該個人データの提供を受けた年月日

② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

③ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

④ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

⑤ 当該個人データの項目

⑥ 個人情報保護委員会により公表されている旨

(2) 本人の同意に基づき第三者提供を受ける場合（様式第 6 号）

① 本人の同意を得ている旨

② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

③ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

④ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

⑤ 当該個人データの項目

(3) 私人などから第三者提供を受ける場合（様式第 7 号）

① 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
② 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
④ 当該個人データの項目

2 会社は、確認を行ったときは、前項各号の記録を作成し、原則として、3年間保存しなければならない。ただし、契約書等の代替手段の方法で記録を作成した場合又は一括して記録を作成した場合は1年間とする。

第36条（個人データに該当しない個人情報の第三者提供）

会社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データに該当しない個人情報を第三者に提供しないようにするものとする。ただし、業務上の必要性がある場合には、会社が別に定める所定の手続を経て、事前に個人情報保護管理者の了承を得たうえで第三者に提供することができる。

第37条（仮名加工情報の第三者提供の禁止）

1 会社は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合は、第三者に該当しないものとする。

(1) 委託の場合
(2) 事業承継の場合
(3) 共同利用の場合

第38条（匿名加工情報の第三者提供）

1 会社は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 会社は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

第5章　個人関連情報

第 39 条（個人関連情報の取得の原則）

1　会社は、個人関連情報取扱事業者から提供を受ける個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定される場合は、第 30 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。

2　会社は、個人関連情報の提供元である個人関連情報取扱事業者から第 1 項の同意を取得したことの確認が求められた場合は、口頭、書面その他適切な方法で申告するものとする。この場合、会社は、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならないものとする。

第 40 条（個人関連情報の取扱い）

会社は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ当該第三者から確認を行わなければならない。

(1) 当該第三者が会社から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、適切かつ合理的な方法により、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講じる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

第 41 条（個人関連情報に係る第三者提供を行う際の記録の作成）

1　会社は、本人の同意により個人関連情報を第三者に提供したときは、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 提供年月日

(2) 本人の同意を得ている旨

(3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

(4) 当該個人関連情報の項目

2　前項の場合において、一定の期間内に特定の事業者から継続的に又は反復して個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

3　前各項の記録については現に保存している記録と内容が同一のものについては、当該記録を省略することができる。

第 6 章　保有個人データ等の管理

第 42 条（保有個人データに関する事項の公表等）

会社は、保有個人データに関し、次に掲げる事項をホームページ上に掲載し、パンフレット等に記載し、又は本人の求めに応じて遅滞なく回答するようにしなければならない。

(1) 会社の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) すべての保有個人データの利用目的（次のいずれかに該当する場合を除く。）

① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(3) 次条（保有個人データ等の開示）、第 44 条（保有個人データの利用目的の通知）、第 45 条（保有個人データの訂正、追加、削除）及び第 46 条（保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止）の規定による求めに応じる手続並びに次条（保有個人データ等の開示）及び第 44 条（保有個人データの利用目的の通知）の手続に係る手数料の定め（手数料を定めた場合に限る。）

(4) 前号の手続に際して提出すべき「個人情報開示等請求書」（様式第 8 号）の様式、その他の開示等の求めの受付方法

(5) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(6) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先及び会社が認定個人情報保護団体に所属している場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先

第 43 条（保有個人データ等の開示）

1　会社は、本人から当該個人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の開示（当該保有個人データが存在しないときにはその旨を含む。）を求められたときは、所定の本人確認手続を経たうえで、「個人情報の開示請求に対するご通知」（様式第 9 号）等により当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合

(2) 会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2　前項各号に該当し、保有個人データ又は第三者提供記録の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。

第 44 条（保有個人データの利用目的の通知）

1　会社は、本人から当該個人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、その利用目的を、「個人情報の利用目的のご通知」（様式第 10 号）により、本人に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 保有個人データを本人の知り得る状態に置いていることにより保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(3) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2　前項各号に該当し、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨を決定したときは、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第 45 条（保有個人データの訂正、追加、削除）

1　会社は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実と異なるという理由で、訂正、追加、削除（以下「訂正等」という。）を求められたときは、本人確認手続を経たうえで遅滞なく調査を行い、その結果に基づいて訂正等を行わなければならない。

2　調査の結果、保有個人データの訂正等を行ったとき又は行わない旨を決定したときは、「個人情報の訂正等のご通知」（様式第 11 号）により、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第 46 条（保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止）

1　会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の制限に違反するという理由、不正の手段により取得したものであるという理由又は本人の同意なく要配慮個人情報を取得したという理由で利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められたときは、本人確認手続を経たうえで、遅滞なく調査を行い、その結果に基づいてデータの利用停止等を行わなければならない。

2　会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが個人情報の取扱いに関する法令上の第三者提供制限に違反（特定個人情報については、番号利用法に定める提供制限の違反）するとの理由で、第三者への提供の停止を求められたときは、本人確認手続を経たうえで遅滞なく調査を行い、その結果に基づいて第三者への提供の停止等を行わなければならない。

3　会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを会社が利用する必要がなく

なった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る漏えい等に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合に、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求されたときは、本人確認手続を経たうえで遅滞なく調査を行い、その結果に基づいて第三者への提供の停止等を行わなければならない。

4　前三項の場合において、保有個人データの利用停止等の措置を行ったとき又は行わない旨を決定したときは、「個人情報の利用停止等のご通知」（様式第 12 号）により、本人に対し遅滞なくその旨の通知をしなければならない。

第 7 章　個人情報管理委員会及び監査

第 47 条（個人情報管理委員会）

1　会社は、個人情報管理委員会を設置することができる。

2　個人情報管理委員会の議長は、個人情報保護管理者が務めるものとし、それ以外の構成員は、議長がこれを指名する。

3　個人情報管理委員会は、次の業務を実施する。

(1) 個人情報の安全管理に関する代表者への助言
(2) 個人情報保護に関する社内規程の制定
(3) 個人情報の安全管理対策の企画、立案、評価及び見直し
(4) 個人情報に関する苦情窓口の設置及び苦情対応
(5) 個人情報保護監査責任者からの報告徴収
(6) 危機管理に関する対応
(7) その他個人情報の安全管理に関する事項

第 48 条（個人情報保護監査責任者）

会社は、個人情報の安全管理に関する監査の総責任者として、個人情報保護監査責任者を 1 名定め、次の業務を行わせるものとする。なお、個人情報保護監査責任者と個人情報保護管理者とは異なる者でなければならない。

(1) 個人情報の安全管理に関する個人情報保護管理者への助言
(2) 個人情報保護法、個人情報取扱規程及びその運用細則その他個人情報に関連する社内諸規程の遵守状況の監査
(3) 個人情報保護管理者からの報告徴収
(4) 危機管理への対応
(5) 個人情報管理委員会への監査報告（個人情報管理委員会を設置した場合に限る。）
(6) その他個人情報の安全管理に関する監査全般

第 49 条（内部監査）

1　個人情報保護監査責任者は、個人情報の安全管理に関する監査を行うため、随時個人情

報保護管理者、事務取扱担当者その他の従業者に対して、個人情報の安全管理状況等について報告徴収を求めることができ、従業者はこれに協力しなければならない。

2　個人情報保護監査責任者は、個人情報保護管理者及び個人情報管理委員会に対して、定期的に書面による個人情報の安全管理に関する監査報告を行うものとする。

3　個人情報保護監査責任者は、必要に応じて、個人情報の安全管理に関する事項について外部監査を委託することができる。

第 8 章　危機管理体制その他

第 50 条（情報漏えい等事案に対応する体制の整備）

1　従業者は、個人情報保護法、この規程、その他個人情報に関する社内諸規程に違反するおそれ又は違反する事実を知った場合、その旨を個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2　個人データ又は加工方法等情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）又はそのおそれのある事案が発生したときは、事案の内容等に応じて、直ちに次の各号に掲げる措置のうち必要な措置を講じるとともに、安全管理体制全般、この規程及び取扱マニュアル等の見直しを図らなければならない。

(1) 影響を受ける可能性のある本人への連絡

(2) 事実関係の調査及び原因の究明

(3) 再発防止策の検討及び決定

(4) 事実関係及び再発防止策等の公表

(5) 実質的に外部への漏えいがない場合又は外部への漏えいが軽微な場合を除き、個人情報保護委員会又は主務大臣等への報告

第 51 条（危機管理対応）

1　従業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又はそのおそれが発生した場合及び個人情報保護法、この規程、その他個人情報に関する社内諸規程に違反する事実が生じた場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告し、また、被害拡大防止のための措置を講じる。

2　個人情報保護管理者は、速やかに事実関係を調査し、漏えいの対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講じる。

3　会社は、次に掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データ（会社が取得し、又は取得しよ

うとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

4　会社は、前項の規定による報告として、報告対象事態を知った後、速やかに、当該報告対象事態に関する次に掲げる事項のうち報告をしようとする時点において把握しているものを個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

(4) 原因

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(6) 本人への対応の実施状況

(7) 公表の実施状況

(8) 再発防止のための措置

(9) その他参考となる事項

5　会社は、第 3 項の規定による報告として、報告対象事態を知った後、30 日以内（第 3 項第 3 号の事態の場合は 60 日以内）に当該報告対象事態に関する前項各号の事項を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

6　会社は、第 3 項及び第 4 項の規定による報告をした場合には、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を本人に通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7　会社は、再発防止措置、社内処分を決定し、必要に応じて、関係機関への報告又は公表等の対応を行うものとする。

第 52 条（苦情・相談窓口）

1　個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関して苦情や相談を受け付け、対応する相談窓口を常設し、当該相談窓口の連絡先を本人に告知するものとする。

2　前項の相談窓口の運営責任者は、個人情報保護管理者とする。

第 53 条（懲戒及び損害賠償）

会社は、故意又は過失により法令に違反し、又はこの規程及び運用細則その他の個人情報に関する社内諸規程に違反した従業者に対しては、就業規則又は誓約書等により処分を行うとともに、会社に損害を与えた場合には、損害賠償を請求するものとする。

第 54 条（改廃）

1　この規程の改廃は、個人情報保護管理者が、個人情報管理委員会の審議を経て起案し、取締役会の決議による。

2　会社の代表者は、個人情報の適切な保護を維持するため、定期にこの規程を見直し、必要と認められる場合には、その改廃を指示しなければならない。

（附則）

1　この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2　この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

様式第１号

個人情報保護方針

【基本理念】

〇〇株式会社（以下「当社」といいます）は、個人情報の適正な取扱いが重要な社会的責務であることを認識し、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。お預かりした個人情報を適切に取り扱うことで、お客様及び従業員の信頼を獲得し、高度情報社会の健全な発展に寄与するため、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行します。

【個人情報保護方針】

1.　個人情報の取得

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。取得方法には、ご本人から直接書面で取得する場合のほか、取引先企業の人事部門や市販の出版物等から間接的に取得する場合があります。

2.　利用目的の特定、利用制限及び第三者提供制限

当社は、個人情報の利用目的をあらかじめ明確にし、その目的の達成に必要な範囲内でのみ利用します。目的外利用又は第三者提供を行う場合は、ご本人の同意を得るか、法令に基づく場合に限定します。

3.　安全管理措置

当社は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。特に、大量の個人情報を取り扱う際は、その取得、利用、保管及び廃棄の各段階において、厳重な管理を行います。

4.　開示請求等への対応

当社は、ご本人からの個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求に対し、法令に基づいて適切かつ迅速に対応します。具体的には、メールマガジンの配信停止等、個人情報の利用停止の求めに応じます。

5.　苦情・相談への対応

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談について、適切かつ迅速に対応する体制を整備します。

6.　委託先の監督

当社は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合、委託先の選定基準を定め、委託先における個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

7.　法令・指針等の遵守

当社は、個人情報保護法をはじめとする関連法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等を遵守し、その改正動向を常に把握して適切に対応します。

8.　体制の整備と継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するとともに、その有効性を継続的に改善します。

策定日：〇〇年〇〇月〇〇日
最終改定日：〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役　〇〇〇〇

【本方針に関する問合せ先】
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社　「個人情報保護事務局」
TEL：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
E-mail：〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇

様式第２号

個 人 情 報 管 理 台 帳

No.	個人情報データベース等の種類・名称	個人データの範囲	件数	利用目的	記録媒体	保管場所（管理区域）	管理責任者	取扱部署	事務取扱担当者（アクセス権者）	保存期間	利用期限	削除・廃棄方法	摘　要
1	顧客データベース	氏名、住所、会社、部署名、メールアドレス、電話番号、ファックス番号	80	顧客管理	HDD	第１サーバールーム	○○	情報管理部	○○	無期限			

様式第３号

個人データ提供記録簿（オプトアウトによる第三者提供の場合）

①　当該個人データを提供した年月日	年　　月　　日
②　当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）	
③　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項	
④　当該個人データの項目 例）氏名、住所、電話番号、年齢 例）氏名、商品購入履歴	

※：上記②から④の記録事項のうち、既に作成した「個人データ提供記録簿」において記録（保存している場合に限る。）されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

様式第 4 号

個人データ提供記録簿

（本人の同意を得ている場合及び海外に第三者提供した場合）

①　法第 27 条第 1 項又は法第 28 条の本人の同意を得ている旨	
②　当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）	
③　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項	
④　当該個人データの項目 例）氏名、住所、電話番号、年齢 例）氏名、商品購入履歴	

※：上記②から④の記録事項のうち、既に作成した「個人データ提供記録簿」において記録（保存している場合に限る。）されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

様式第 5 号

個人データ受領記録簿（オプトアウトによる第三者提供の場合）

①　個人データの提供を受けた年月日	年　　月　　日
②　当該第三者の氏名又は名称	
③　当該第三者の住所	
④　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名	
⑤　当該第三者による当該個人データの取得の経緯 例）書面による同意につき当該書面を確認した 例）提供者の WEB サイトに取得の経緯が記載されているため、その記載内容を確認した	
⑥　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項	
⑦　当該個人データの項目 例）氏名、住所、電話番号、年齢 例）氏名、商品購入履歴	
⑧　法第 27 条第 4 項に基づき個人情報保護委員会による公表がされている旨	年　　月　　日に 個人情報保護委員会より公表されている

※：②から④までの事項については、個人データを提供する第三者から申告を受けるものとする。⑤の事項については個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により確認をするものとする。

※：上記①から⑧の記録事項のうち、既に作成した「個人データ受領記録簿」において記録（保存している場合に限る。）されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

様式第 6 号

個人データ受領記録簿（本人の同意を得ている場合）

①　本人の同意を得ている旨 例）本人の書面による同意 例）申込みページの同意ボタンの押下	
②　当該第三者の氏名又は名称	
③　当該第三者の住所	
④　当該第三者が法人である場合は、その代表者　（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名	
⑤　当該第三者による当該個人データの取得の経緯 例）書面による同意につき当該書面を確認した 例）提供者の WEB サイトに取得の経緯が記載されているため、その記載内容を確認した	
⑥　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項	
⑦　当該個人データの項目 例）氏名、住所、電話番号、年齢 例）氏名、商品購入履歴	

※：②から④までの事項については、個人データを提供する第三者から申告を受けるものとする。⑤の事項については、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により確認をするものとする。

※：上記①から⑦の記録事項のうち、既に作成した「個人データ受領記録簿」において記録（保存している場合に限る。）されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

様式第 7 号

個人データ受領記録簿（個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合）

①　当該第三者の氏名又は名称	
②　当該第三者の住所	
③　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名	
④　当該第三者による当該個人データの取得の経緯 例）書面による同意につき当該書面を確認した 例）提供者の WEB サイトに取得の経緯が記載されているため、その記載内容を確認した	
⑤　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項	
⑥　当該個人データの項目 例）氏名、住所、電話番号、年齢 例）氏名、商品購入履歴	

※：①から③までの事項については、個人データを提供する第三者から申告を受けるものとする。④の事項については、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により確認をするものとする。

※：上記①から⑥の記録事項のうち、既に作成した「個人データ受領記録簿」において記録（保存している場合に限る。）されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

様式第 8 号

個人情報開示等請求書

年　　月　　日

○○株式会社

代表取締役

　　○○○○　　様

個人情報の保護に関する法律第 33 条以下の規定に基づき、下記のとおり請求します。

<table>
<tr><td>(ふりがな)
氏　名</td><td colspan="2"></td><td>(ふりがな)
会社名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4">〒
Tel (　　)　　-</td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="4">@</td></tr>
<tr><td>請求者本人の
確認書類</td><td colspan="4">□運転免許証　□健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
□在留カード又は特別永住者証明書
□その他（　　）
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">代理人による
申請の場合</td><td colspan="2">代理人氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">代理人住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">代理人電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">請求者本人の
状況等
（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</td><td>本人の状況等</td><td colspan="3">□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人</td></tr>
<tr><td>請求資格確認書類</td><td colspan="3">□戸籍謄本（未成年者の場合）
□登記事項証明書（成年被後見人の場合）
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>請求区分</td><td colspan="4">□　①個人情報の利用目的の通知
□　②個人情報の内容又は第三者提供記録の開示
□　③個人情報の訂正・追加・削除
□　④個人情報の消去・利用停止
□　⑤第三者への提供停止</td></tr>
<tr><td>開示等を請求する
保有個人情報又は
第三者提供記録</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>請求内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="4">円　　※請求区分①②については、ご請求 1 件につき
▼▼▼円の手数料が必要です。</td></tr>
</table>

様式第９号

個人情報の開示請求に対するご通知

年　　月　　日

○○○○　　様

○○株式会社
個人情報保護管理者　○○○○

年　　月　　日に請求のあった件につきまして、下記のとおりご通知申し上げます。

記

開示請求のあった保有個人情報又は第三者提供記録は、下記のとおりとなります。

以上

様式第 10 号

個人情報の利用目的のご通知

年　　月　　日

○○○○　　様

○○株式会社
個人情報保護管理者　○○○○

年　　月　　日に請求のあった件につきまして、下記のとおりご通知申し上げます。

記

通知請求のあった個人情報の利用目的は、下記のとおりとなります。

【対象個人情報】

【利用目的】

様式第 11 号

個人情報の訂正等のご通知

年　　月　　日

○○○○　　様

○○株式会社
個人情報保護管理者　○○○○

年　　月　　日に請求のあった件につきまして、下記のとおりご通知申し上げます。

記

【削除・訂正・追加前】

↓

【削除・訂正・追加後】

【削除・訂正・追加を行わない場合】

以上

様式第 12 号

個人情報の利用停止等のご通知

年　　月　　日

○○○○　　様

○○株式会社
個人情報保護管理者　○○○○

年　　月　　日に請求のあった件につきまして、下記のとおりご通知申し上げます。

記

請求のあった個人情報は、下記のとおり利用を停止、消去又は第三者提供を停止しました。

【対象個人情報】

【対応内容】

【対応日】

【対応を行わない場合】

以上

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日